



しあわせ信州

長野県食と農業農村振興審議会長野地区部会 次第

日時：平成26年7月24日（木）13:30～15:30

場所：長野合同庁舎 南庁舎 601号会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 長野県食と農業農村振興の県民条例について

(2) 第2期 長野県食と農業農村振興計画について

(3) 平成25年度長野地域の取組実績について

(4) 平成26年度長野地域実行計画の具体的取組方策について

(5) 第2期 長野県食と農業農村振興計画の見直しについて

(6) 意見交換

(7) 今後のスケジュールについて

4 閉 会



長野県地産地消推進キャラクター 旬ちゃん

長野県食と農業農村振興審議会長野地区部会座席表

平成 26 年(2014 年)7 月 24 日(木)

長野合同庁舎南庁舎 601 号会議室

議長席

青木 委員
中嶋 委員
宮澤 委員
久保田 委員

海野 委員
堀 委員
野沢 委員
北島 委員
澁谷 委員

(事務局)

小松 農政課 課長補佐	下島 農改セン ター一次長	若林 農政課長	島田 地方事務 所長	代田 農地整備 課長	久米田 長野家畜保 健衛生所長
-------------------	---------------------	------------	------------------	------------------	-----------------------

堀 農政課 課長補佐	高橋 農改セン ター課長補佐	近藤 農改セン ター課長補佐	宮澤 農改セン ター課長補佐	新津 農改セン ター係長	市瀬 農地整備課 課長補佐
------------------	----------------------	----------------------	----------------------	--------------------	---------------------

小林 農政課 担当係長	加藤 農政課 課長補佐		
-------------------	-------------------	--	--

【出入り口】

食と農業農村振興審議会 長野地区部会委員名簿

(第4期任期：平成25年8月5日～平成27年8月4日)

(新委員任期：平成26年7月24日～平成27年8月4日)

区分	氏名	役職	市町村	備考
農業者の代表	あおき かずまさ 青木 和正	長野県農業経営者協会 長野支部長	長野市	花き
	なかじま きよえ 中嶋 喜代栄	長野県農村生活マイスター協会 更埴支部長	千曲市	果樹
農業関係団体の代表	みやざわ きよし 宮澤 清志	ながの農業協同組合 代表理事専務理事	長野市	部会長職務代理 新委員
	くほ たかずよし 久保田 和義	須高農業協同組合 理事営農生活部長	須坂市	部会長 新委員
農業委員の代表	いとう みよこ 伊藤 己代子	長野県女性農業委員の会 長野支部長	小川村	
消費者の代表	うんの としこ 海野 利子	坂城町消費者の会 会長	坂城町	新委員
農産物流通事業者の代表	ほり かつし 堀 敦	長野県連合青果株式会社 長野支社執行役員 野菜部長	長野市	
農産加工事業者の代表	のざわ ゆきこ 野沢 幸子	有限会社たんぽぽ 菓子部門責任者	長野市	
市町村の代表	きたじま まさみつ 北島 正光	千曲市経済部農林課長	千曲市	新委員
	しぶや ぜんたろう 澁谷 善太郎	高山村産業振興課長	高山村	新委員
	10名			

食と農業農村振興審議会における地区部会の設置規程

第1 設置の目的

「長野県食と農業農村振興の県民条例」に基づいて策定する「長野県食と農業農村振興計画」（以下「振興計画」）の策定及び県が実施する食と農業・農村に関する施策に関し、各地域の県民の意見の反映と、地域の特性を生かした地域別の発展方向の策定及び検証を行うため「長野県食と農業農村振興審議会」に地区部会を設置する。

第2 地区部会の設置

「長野県食と農業農村振興の県民条例」に規定されているとおり、地方事務所の管轄区域ごとに、部会を設置する。

第3 地区部会の組織

- (1) 地区部会は、部会委員10人程度で組織する。
- (2) 地区部会の部会委員は、農業者、消費者、農業関係団体、農業委員、市町村職員などから、地方事務所長が任命する。
- (3) 部会委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4 会議の運営

- (1) 地区部会には部会長を置き、部会委員が互選する。
- (2) 部会長は、会務を総理し、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会委員がその職務を代理する。
- (3) 会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- (4) 部会長が認める場合は、部会委員以外の者がオブザーバーとして協議に参画することができる。
- (5) 会議は、部会委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- (6) 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (7) 会議は、原則として公開とする。
- (8) 地区部会の事務局は、地方事務所農政課に置くこととし、事務局長は、地方事務所農政課長の職にある者が充たる。

第5 地区部会の任務

地区部会は、次に掲げる事項について検討し、部会長は「長野県食と農業農村振興審議会」に報告するものとする。

- (1) 県が策定する振興計画及び県が実施する食と農業・農村に関する施策に関する地域の意見の集約
- (2) 県の振興計画に基づき、地域の特性を踏まえた「地域別の発展方向」の策定及び検証
- (3) その他、食と農業及び農村の振興に関し、地域で必要な事項

(補 足)

この規程に定めのあるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、事務局が会議に諮って定める。

(附 則)

この規程は、平成19年1月19日から施行する。

長野県食と農業農村振興の県民条例

平成18年3月10日可決
平成18年3月30日公布 条例第25号
平成18年4月1日施行
平成20年12月18日改正 条例第49号
平成25年3月25日改正 条例第19号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 食と農業及び農村の振興に関する基本的施策（第9条—第24条）

第1節 食と農業及び農村振興計画（第9条）

第2節 食と農業及び農村の振興に関する施策（第10条—第24条）

第3章 長野県食と農業農村振興審議会（第25条—第31条）

第4章 補則（第32条）

附則

山高く、水清く、凜（りん）とした空気の本県は、南北に長い広大な県土と、四季の変化に富んだ自然環境のもと、たゆみない農業者の努力により、全国有数の食の供給県として発展してきた。

また、本県の農業及び農村は、人々の命の源となる食料を生産するとともに、県土の保全、水資源のかん養、日本のふるさとの原風景としての景観の形成、文化の継承、食文化の形成等多様な役割を果たしており、地域に住む人々の生活の場であるとともに、訪れる人に明日への活力とやすらぎを与えてきた。

しかしながら、近年、本県の農業及び農村を取り巻く情勢は、輸入農産物の増加、農畜産物の価格の低迷、環境対策への対応、遊休農地の極端な増加等大きく変化しており、さらには、食の安全の確保、食育の重要性や食文化に対する関心の高まり等新たな農業及び農村の創造に向けての対応が求められている。

こうした中で、本県の豊かな緑への貢献を始めとする農業及び農村の多面的機能に対しての県民の理解をさらに深めるとともに、農業及び農村の再生のために、生産から消費までの各段階で、それぞれの役割に応じた適切な取り組みと連携を行うことが必要である。

このような認識に基づき、本県の食と農業及び農村の振興について、広く県民が参加する基本的な姿勢を示すとともに、地域の可能性や実情に即した計画を定め、実効性ある施策を具体化するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、食と農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びこれに基づく施策の基本となる事項を定め、並びに県、農業者、食品産業等に関する事業者（以下「事業者」という。）等の責務等を明らかにすることにより、食と農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって食と農業及び農村に対する県民の理解を深めるとともに、環境と調和した本県農業及び農村の持続的発展並びに本県経済の健全な発展を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、安全で安心できる良質な食料が安定的に供給されなければならない。

2 食料の供給は、農業経営の安定化を図りつつ、自給率の向上、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する県民の需要に即して行われなければならない。

3 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農畜産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）については、県民生活及び県民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。

4 農業については、その有する食料その他の農畜産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、県内各地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

5 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農畜産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食と農業及び農村の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国及び市町村等と連携を図るとともに、農業者及び農業関係団体、事業者、消費者及び消費者団体等と協働するよう努めなければならない。

(農業者及び農業関係団体の役割)

第4条 農業者及び農業関係団体は、自らが安全で安心できる良質な食料の安定的な供給及び農村における地域づくりの主体であることを認識し、基本理念の実現に自ら主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 農業者及び農業関係団体は、農業生産活動に当たっては、自然と共生する農業を目指し、環境保全型農業の実践に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念を踏まえ、消費者に対する安全で安心できる良質な食料の安定的な供給に努めるとともに、県産農畜産物の利用の推進に努めるものとする。

(消費者及び消費者団体の役割)

第6条 消費者及び消費者団体は、食と農業及び農村の果たす役割に対する理解を深め、健全な食生活の重要性を認識するとともに、県産農畜産物の消費及び利用を推進すること等により、食育及び食文化の発展に積極的な役割を果たすものとする。

(財政上の措置)

第7条 県は、食と農業及び農村の振興を総合的かつ計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第8条 知事は、毎年、県が講じた食と農業及び農村の振興に関する施策の実施状況について、議会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

第2章 食と農業及び農村の振興に関する基本的施策

第1節 食と農業農村振興計画

第9条 知事は、食と農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、数値目標等を示し、食と農業農村振興計画（以下「振興計画」という。）を定めなければならない。

2 知事は、振興計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、長野県食と農業農村振興審議会の意見を聴かなくてはならない。

3 前項の規定は、振興計画の変更について準用する。

第2節 食と農業及び農村の振興に関する施策

(農業経営の安定等)

第10条 県は、農業経営の安定及び多様な発展を図るため、経営所得安定対策・価格対策及び農業金融制度の充実、生産の組織化、情報技術の利用促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農畜産物の生産及び供給等)

第11条 県は、安全で安心できる良質な農畜産物の生産及び供給を促進するため、農薬、肥料等の適切な使用、食品の表示の適正化その他必要な措置を講ずるとともに、農畜産物の流通及び加工の過程における衛生管理及び品質管理の高度化その他の農畜産物を利用した商品の流通及び加工の体制の整備に必要な措置を講ずるものとする。

(環境と調和し共生する農業の推進)

第12条 県は、環境と調和し共生する農業の推進を図るため、農業者等が行う有機物資源を活用した土づくりの促進等農業の自然循環機能の維持増進その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域の特性を生かした農業の促進)

第13条 県は、立地条件、多様な気象条件等の地域の特性を生かした農業を促進するため、需要に即した農畜産物の生産、品質確保のための技術の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

(農村及び中山間地域等の総合的な振興)

第14条 県は、農村及び中山間地域等（山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。）の総合的な振興を図るため、生活環境の整備による定住の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業生産基盤の整備等)

第15条 県は、農畜産物の安定した生産を図るため、地域資源の保全に配慮しつつ、農業生産基盤の整備、農地の流動化及び集団化の促進等優良農地の確保、遊休農地の活用、有害鳥獣対策その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業技術の向上)

第16条 県は、農業技術の向上を図るため、試験研究体制を整備し、独自品種の研究開発、環境の保全及び農業生産性の向上のための農業技術の開発等を推進し、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業の担い手の確保等)

第17条 県は、意欲ある農業の多様な担い手の確保及び効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、農業に関する教育及び研修の実施、就農支援、農業経営の法人化及び集落営農等多様な農業経営形態の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(農畜産物の販路の拡大等)

第18条 県は、農畜産物の付加価値の向上及び販路の拡大を図るため、産地銘柄の確立、事業者との連携強化その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業関係団体との連携強化)

第19条 県は、農業の持続的な発展を図るため、農地の利用集積、意欲ある農業の担い手の育成及び確保、農畜産物の生産集荷、販売戦略の展開等に関し、農業関係団体との連携強化その他必要な措置を講ずるものとする。

(消費者団体との連携強化)

第20条 県は、県民が県産農畜産物への理解を深めるとともに、地産地消（県産農畜産物を県内で消費し、又は利用することをいう。）及び旬産旬消（旬の農畜産物を旬の時期に消費することをいう。）を推進するため、消費者団体との連携強化その他必要な措置を講ずるものとする。

(都市と農村との交流の促進)

第21条 県は、活力ある農村の自律を図るため、農業者等の主体的な活動の支援、都市と農村との交流の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(多面的機能に関する県民理解の促進)

第22条 県は、農業及び農村の有する多面的機能に関する県民の理解を促進するため、その多面的機能に関する情報の提供、学習の機会の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(食育の推進)

第23条 県は、健全な食生活の実現を図るため、家庭、学校、地域社会等において、望ましい食習慣、食の安全、地域の食文化等に係る情報の提供、食農教育に関する人材の育成その他必要な措置を講ずるものとする。

(地産地消の推進)

第24条 県は、地産地消及び旬産旬消を推進し、県民が安全で安心できる良質な県産農畜産物を定期的かつ安定的に購入できるよう、県産農畜産物の生産及び流通体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 長野県食と農業農村振興審議会

(設置)

第25条 食と農業及び農村の振興に関する重要事項を調査審議するため、長野県食と農業農村振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第26条 審議会は、次に掲げる事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。

- (1) 振興計画の策定に関する事項
- (2) 県が実施する食と農業及び農村の振興に関する施策に関する事項
- (3) その他食と農業及び農村の振興に関する重要事項

(組織)

第27条 審議会は、委員15人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 農業者の代表者 4人

- (2) 農業協同組合、農業委員会、その他農業関係団体の代表者 3人
- (3) 市町村の代表者 1人
- (4) 県議会議員 2人
- (5) 消費者の代表者 2人
- (6) 食品産業、流通産業等の事業者の代表者 2人
- (7) 食料、農業又は農村に関し優れた識見を有する者 1人

3 前項の規定による委員の任命は、同項第1号に掲げる者については、次に掲げる区域ごとに行うものとする。

- (1) 上田市、小諸市、佐久市、東御市、南佐久郡、北佐久郡及び小県郡
- (2) 岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、諏訪郡、上伊那郡及び下伊那郡
- (3) 松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、木曾郡、東筑摩郡及び北安曇郡
- (4) 長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡及び下水内郡

一部改正〔平成20年条例49号・25年19号〕

(任期)

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第29条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第30条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開とする。

(部会)

第31条 審議会に、地方事務所の管轄区域ごとに部会を置くものとする。

第4章 補則

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成20年12月18日条例第49号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日条例第19号)

この条例は、平成25年7月11日から施行する。

(9) 長野地域 ～新・感・鮮でつなげよう長野のくだもの 人と技で支えよう長野の農業・農村～

重点戦略 1：地域の特色を活かした多様な経営体の確保・育成

目標指標	H22 基準年	H25		H29 目標年
		計画	実績	
40歳未満の新規就農者数(単年度)	28人	34人	36人	34人
新規就農者数のうち果樹栽培者	21人	27人	22人	27人
農作業支援者数(延人数)	2,278人	2,600人	4,158人 (H24)	3,000人

<施策の取組状況>

- 県や市町村、農業団体等が連携した支援体制づくり
 - 長野地域就農促進会議の開催により就農情報の提供を行いました。(2回)
 - 須高農業振興会議の開催により担い手の確保・育成のための会議や技術習得のセミナーを開催しました。(18回 357名参加)
- 新規就農者の確保に向けた取組の充実
 - 新規就農相談会を開催しました。(2回 29名参加)
 - 新規就農里親研修を実施しました。(1回 21名参加)
 - 青年就農給付金(準備型)に係る 給付手続き等の説明会を開催しました。(1回 31名参加)
- 新規就農者や定年帰農者等への技術習得や経営管理能力の向上に向けた支援
 - ニューファーマー研修を開催しました。(5講座、延べ27回、延べ89名参加)
 - 作物別セミナー研修会を開催し基礎知識の習得の支援を行いました。(17回 366名参加)
- 人・農地プランの実現やリース方式等による樹園地を継承する仕組みづくりに向けた支援
 - 人・農地プラン地域支援チームによる市町村巡回を行いプラン策定を支援しました。(全市町村)
 - 樹園地継承の仕組みづくりに向けた検討会を開催しました。(2地区)
- 農作業支援者の確保及び技術の向上に向けた支援
 - 農作業労働力補完取組事例調査を実施しました。(9事例)
 - 技術向上のための講習会を開催しました。(5回)



【果樹セミナー りんご摘果】

<今後の展開方向>

- 企業の農業経営体をめざす農業者の確保・育成及び法人化の促進を図ります。
- 自立できる青年農業者や地域リーダーの育成を図るとともに、JA出資の生産法人に対する支援を行います。
- 人・農地プランの見直し及びプランの実現に向けた取組を進めます。また産地が取組む樹園地継承の仕組みづくりへの支援や、園地の維持管理の省力化等につながる技術の導入を進めます。
- 市町村等と連携し農作業支援者の確保と講習会等の開催により技術向上を図ります。

重点戦略 2：未来に挑戦し続ける競争力の高い果樹産地づくり

目標指標	H22 基準年	H25		H29 目標年
		計画	実績	
県オリジナル主要品種栽培面積	706ha	899ha	905ha	1,070ha
りんご新しい化栽培面積	18.5ha	56ha	47.7ha	100ha
無核(種なし)ぶどう栽培面積	304ha	444ha	482ha	620ha
畑地かんがい施設の整備面積(期間内整備量)	308ha (H18~H22)	167ha	203ha	403ha (H25~H29)

<施策の取組状況>

- 消費者ニーズの高い品目・品種への転換に係る支援
 - 果樹経営支援対策事業やJA単独事業の活用による優良品目・品種への改植を進めました。

- 栽培技術の向上を図るための品種検討会等を開催しました。(4回)
- **りんご新しい化栽培に必要な苗木の確保支援**
 - フェザー苗の予約生産に向けた苗木業者とJAとの調整会議を開催しました。
 - 管内4苗木業者、M9台木生産組織2団体に対し、優良苗生産の技術指導を行いました。(現地指導6回、検討会2回)



【ぶどうシャインマスカット栽培講習会】

○ **ぶどうの高品質生産のための施設化の推進や、消費者ニーズに対応した無核化栽培の普及**

- JA単独事業による雨よけ施設が導入されました。(1地区235a)
- 栽培技術の向上を図るための講習会を開催しました。(28回延べ920名参加)
- 長野地域果樹生産振興研修会を開催しました。(2月260名参加)
- **ももや特産果樹(あんず、ブルー等)の高品質・安定生産に向けた取組への支援**
 - あんず、ブルーの県オリジナル品種の栽培講習会を開催しました。(13回108名参加)
- **効率的な果樹経営に向けた生産基盤の整備(畑地かんがい施設等)への支援**
 - 県営ため池等整備事業により、管水路の更新を実施しました。(須坂市・日滝原地区)
 - 県営かんがい排水事業により、揚水ポンプ改修工事を行いました。(長野市・豊野地区)

＜今後の展開方向＞

- 消費者ニーズの高い県オリジナル品種等、優良品目・品種の導入と安定生産を図ります。
- りんご新しい化栽培やぶどうの平行整枝短梢せん定栽培等早期多収、省力栽培を推進するとともに、ぶどうの高品質生産に向けた雨よけ施設の導入を推進します。
- りんご新しい化栽培に必要な苗木本数の確保に向け、苗木生産の技術指導を行うとともに、調正会議の開催等による業者と栽培者間のマッチングを支援します。
- 果樹産地の維持に向け、生産性の高い樹園地を意欲のある者に引き継ぐ樹園地継承のしくみづくりに取り組みます。

重点戦略3：恵まれた立地条件を活かした特色ある産地づくり

目標指標	H22 基準年	H25		H29 目標年
		計画	実績	
アスパラガス夏秋どり比率	24%	28%	18%	30%
トルコギキョウ秋出荷本数	286千本	340千本	355千本	420千本
受精卵移植による黒毛和種子牛の生産頭数	70頭	80頭	87頭	100頭

＜施策の取組状況＞

○ **アスパラガスの茎枯病対策の徹底と夏秋どり作型の拡大に対する支援**

- 県単事業による雨除け施設の導入を支援しました。(1地区24a)
- 総合的な茎枯病対策を実施しました。(4地区展示ほ4か所、検討会1回)
- セミナーを開催し、夏秋どりの技術向上を図りました(4地区モデルほ4か所、巡回調査1回、成績検討会1回)。



【トルコギキョウ栽培検討会】

○ **きのこの新品種・新技術の導入と経営安定に向けた支援**

- 地域支援チームによる技術、財務、労務の改善に向けた支援を行いました。(1戸)
- えのきたけの高温域培養適正品種(長菌17号)の導入を図りました。(5戸、現地検討会開催)

○ **トルコギキョウの秋出荷作型の拡大に対する支援**

- 11月出荷の安定化を図るための大苗定植試験ほを設置し、現地検討会を開催しました。(1か所1回)
- 定植直後からのLED電照試験ほを設置し、早期開花防止効果の検討を行いました。(1か所)

○ **実需者ニーズに対応した高品質な果菜類の生産拡大に対する支援**

- 若手の果菜類栽培者を中心に現地研修会、マーケティング、土づくり等の研修会を開催しました。
- カラーピーマンにおける天敵利用技術の普及に向け、研修会を開催しました。(試験ほ2か所、研修会1回開催)

○ **受精卵移植による黒毛和種子牛の生産拡大に対する支援**

- 受精卵移植技術者の養成と技術向上を図るため、現地指導等を実施しました。(技術者1名)
- 酪農家において、受精卵移植を活用した、長期不受胎牛解消対策を実施し、受精卵移植の普及拡大

を図りました。(2戸10頭)

<今後の展開方向>

- ▶ アスパラガス栽培の収益性向上を図るため、茎枯病対策技術の普及や夏秋どり作型への取組みを進めるためのモデルほ場の設置や講習会開催、施設化を推進するとともに、新規栽培者の確保等により栽培面積の拡大を図ります。
- ▶ トルコギキョウの栽培技術の向上を図るとともに、10月～11月の生産拡大に向けた取組を進めます。
- ▶ 個別巡回指導等により飼養管理技術・衛生管理技術の向上を図り、安定した畜産経営を推進します。

重点戦略4：地域資源の活用と新たな付加価値の創出による魅力ある農業・農村づくり

目標指標	H22 基準年	H25		H29 目標年
		計画	実績	
ワイン用ぶどう栽培面積	29ha	35ha	37ha	40ha
商談会等における成約件数	0件	6件	51件	30件
信州の伝統野菜栽培面積	5.8ha	7.0ha	8.4ha	8.0ha

<施策の取組状況>

○ 遊休農地等へのワイン用ぶどう等の作付けを推進するため、基盤整備等への支援

- ▶ 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金によりワイン用ぶどうの作付けを推進しました。
- ▶ 6次産業化、農商工連携を目指す農業者等からの問合せ・事業化へ向けての相談等に対し、アドバイスを行いました。



【遊休農地へのワイン用ぶどうの植栽】

○ 販路拡大や加工品開発等、経営強化を目指す農業者の取組への支援

- ▶ 「東北信うまいものまるごと大商談会 2013」の開催により販路開拓等を支援しました。(8月29日、売り手86社、買い手32社、商談件数507件、成約件数57件うち長野管内51件)
- ▶ 長野地域6次産業化推進協議会の設置、地方事務所農政課に相談窓口を設置しました。(11月～)

○ 需要に応じた伝統野菜の生産安定に向けた取組への支援

- ▶ 安定生産のための栽培講習会等を開催しました。(戸隠大根、小布施丸なす他3品目の栽培技術講習会延べ12回開催)
- ▶ 須高地区の伝統野菜振興のため、推進研修会の開催や販売促進活動を支援しました。(計5回)

○ 「おいしい信州ふーど(風土)」ネット等による消費者等への情報発信や食育の推進を支援

- ▶ 「おいしい信州ふーど(風土)」ネットへの掲載及び長野合同庁舎県民ホールでの展示等による情報発信を行うとともに、「おいしい信州ふーど(風土)名人」として8名を委嘱し情報発信を行いました。

<今後の展開方向>

- ▶ ワイン用ぶどうの生産拡大に対応し、高品質生産に向けた栽培技術の指導に取組みます。
- ▶ 生産者の商品提案力等のスキルアップと商談会の開催により販路拡大の機会を提供します。
- ▶ 長野地域6次産業化推進協議会と連携し6次産業化の取組を進めます。
- ▶ 伝統野菜の安定生産、販路拡大及び新たな加工品開発の取組を進めます。

重点戦略5：中山間地域等の特性を活かした元気な農業・農村づくり

目標指標	H22 基準年	H25		H29 目標年
		計画	実績	
遊休農地の再生・活用面積(単年度)	43ha	184ha	115ha	184ha
そば作付面積	391ha	430ha	640ha	482ha
都市農村交流人口	39,060人	42,700人	42,289人	48,500人

<施策の取組状況>

○ そば、うめ等の作付けによる遊休農地の解消に向けた取組への支援

- ▶ そば新品種「信州ひすいそば」の導入を支援しました。(2か所2.6ha)
- ▶ 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の活用を支援しました。(3市町村、再生利用44か所15ha)

○ 地域の特徴的な品目の振興や集落ぐるみの野生鳥獣による被害防止活動に対する支援

- 西山大豆の品質向上を図るための活動を支援しました。(栽培講習会3回)
- そば、りんごを雪室に貯蔵し、環境にやさしい自然エネルギーの活用と農産物の高付加価値化に取り組みました。(飯綱町)
- 長野地域野生鳥獣被害対策チーム(地方事務所農政課、林務課、農業改良普及センター)により、集落での野生鳥獣被害防止に係る活動を支援しました。(集落の被害対策自立支援27集落)



【期待の「信州ひすいそば」】

○ 観光や食文化等農村資源を活用した生産者と消費者を結びつける都市農村交流の促進

- 地方事務所ホームページで農作業体験、りんご狩り、そばまつり等の情報を提供しました。

○ 広域営農団地農道整備による交通アクセスの改善

- 豊野幹線の開通に向けて、2橋梁の建設を進めています。

＜今後の展開方向＞

- 遊休農地の解消に向け農産物の生産・販売と一体となった再生・活用を進めます。
- 麦、大豆、そば等の戦略作物の作付拡大を図るとともに、高品質生産技術の普及を図ります。
- 観光業等関連産業と連携し、都市農村交流人口の拡大を図ります。

重点戦略6：環境との調和を目指した農村機能の充実

目標指標	H22 基準年	H25		H29 目標年
		計画	実績	
地域ぐるみで取り組む農地・水・環境の保全活動面積	890ha	1,026ha	997ha	1,069ha
環境保全型農業直接支援対策面積	16ha(H23)	21.3ha	77.4ha	32.0ha
農業用水を活用した小水力発電の容量	7kW	7kW	7kW	37kW

＜施策の取組状況＞

○ 地域ぐるみで取り組む農地・水・環境の保全活動に対する支援

- 農地・水保全管理支払交付金により活動を支援しました。(35活動組織)

○ 環境にやさしい農業に取り組む農業者(組織)への技術習得支援や消費者の理解促進のための情報発信等

- エコファーマーの取得に向けた相談会等を開催しました。(5回260名出席)
- 信州の環境にやさしい農産物認証の取得に向けた説明会を開催しました。(1回22名出席)
- 環境にやさしい農業の取組事例を地方事務所のホームページで紹介しました。



【小川村 エコファーマー授与式】

○ 水路等の農業水利施設を利用した小水力発電施設の設置に向けた取組への支援

- 小水力発電施設の設置に向け、測量・設計を行いました。(測量・設計、長野市・里島地区)

○ 地すべり防止区域の適切な管理

- 地すべり対策事業(国庫)を実施しました。(継続3地区、新規2地区)

＜今後の展開方向＞

- 農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動を促進する「日本型直接支払制度」の取組みを推進します。
- エコファーマー制度や信州の環境にやさしい農産物認証制度について、組織的な取組を進めることで、更なる面的な拡大を図ります。
- 農業水利施設を活用した自然エネルギーによる電力利用を進めるため小水力発電施設を建設します。
- 地すべり防止区域の巡視等日常的な管理を行うとともに、必要に応じて地すべり防止工事を実施し、地すべり災害の未然防止を図ります。

平成26年度長野地域実行計画の具体的取組方策【H26.7月】

重点戦略ごとの取組事項

140718

重点戦略1：地域の特色を活かした多様な経営体の確保・育成

【達成指標】

目標指標	H22 基準年	H26 計画	H29 目標年
40歳未満の新規就農者数（単年度）	28人	34人	34人
新規就農者のうち果樹栽培者数	21人	27人	27人
農作業支援者数（延人数）	2,278人	2,700人	3,000人

○ 県や市町村、農業団体等が連携した支援体制づくり

- ・長野地域就農促進会議の開催（2回）や須高農業振興会議の開催（5回）

- ・長野地域就農促進会議 開催時期：6/4 平成26年度計画、新規就農者情報の共有
7/17 担い手の確保育成計画、新規就農者激励会
1月上 担い手に関する情報交換、プロジェクト発表
- ・須高農業振興会議 振興会議の目的：担い手育成と農地（樹園地）継承システムの構築
事業内容：1 新・農業人フェア参加による担い手の誘致 フェア参加4回
2 フルーツ王国すこう就農体験の実施 実施回数4回
3 地域の中心経営体のリストアップと意向調査の実施 調査1地区実施
4 新規就農者嫁の会の開催による仲間づくり 3回
5 須高地区新規就農者のつどいの開催 5月14日開催
6 JA須高出資法人への支援

- ・新規就農スマート誘致システムの構築（モデル地区3か所）

- ・飯綱町、千曲市、小布施町

⑧ JA出資の農業生産法人の事業運営に当たっての支援（JAグリーン長野、JA須高）

- ・(株)ジェイエイグリーン（JAグリーン長野出資法人）が取り組む果樹園地の管理事業に対し、樹園地継承体制構築事業による支援とともに、タマネギ栽培の拡大に対し、技術指導や省力化機械の導入を支援。
- ・(株)フルーツファームすこう（JA須高出資法人）と須高農業振興会議が連携して取り組む樹園地継承に向けた体制づくりに対して支援を実施。

○ 新規就農者の確保に向けた取組の充実

- ・新規就農相談会等の開催（2回）や新規就農里親研修の実施、青年就農給付金（準備型）を活用した研修による支援

- ・新規就農相談会等の開催 5/24 長野合同庁舎 相談者9名
9/13 長野合同庁舎 予定

- ・新規就農里親研修 実施時期：4月～3月 研修生 2年目 6名 1年目 7名
- ・市町村別研修生数：長野市2名 須坂市6名 千曲市1名 信濃町1名 小布施町3名
- ・青年就農給付金（準備型）平成26年公募 5/15～6/4 公募（長野管内29名承認）
- ・青年就農給付金（準備型）研修状況等巡回 9月～

⑨ 新・農業人フェア等での担い手の誘致（東京会場4回）

- ・須高農業振興会議としてのフェアへの参画（4回） 担い手の誘致5人

○ 新規就農者や定年帰農者等への技術習得や経営管理能力の向上に向けた支援

- ・ニューファーマー研修、作目別セミナー等研修会の開催

長野・Nagano

・ニューファーマー研修 時期：各講座 5月～12月、開講式：7/17、閉講式：2月下旬
 内容等：果樹講座（りんご）6回、果樹講座（ぶどう）6回
 作物講座（水稲）3回、野菜講座 3回
 総合講座（機械、経営など） 3回

・作目別セミナー等研修会 時期：5月～2月
 内容：グリーンセミナー（ぶどう）8回、アグリセミナー（りんご）6回
 須高果樹セミナー 10回、 西山地区野菜セミナー 8回
 アスパラガスセミナー 2か所 須高：8回、ながの：5回
 飯綱町農村女性セミナー 8回、発酵食品伝承講座（千曲市）10回

・経営管理講座の開催（3講座、各3回）

・経営管理講座の開催 開催時期：1月 3地域 内容等：複式簿記の基礎知識

・青年農業者給付金（経営開始型）対象者の就農定着へ向けた支援（巡回等2回）

・給付対象者への提出書類作成等の支援

・給付対象者説明会の開催 長野市：5月16日、須坂市：6月6日

○ 人・農地プランの実現やリース方式等による樹園地を継承する仕組みづくりに向けた支援

・適切な人・農地プランの策定・見直し推進とプランの実現に向けた取組の推進

・市町村・JA等担当者会議の開催による推進（6月23日）

・長野地域重点地区（信濃町）への県支援チームによるヒアリング（7月17日）

・地域支援チームによる市町村巡回（9月～、8市町村）

・今後の果樹産地維持に向け、地域に合わせた方策を検討

開催期日：1月 開催場所：長野市山新田 内容：遊休果樹園地の受皿体制の検討
 3月 長野市真島 各集落での取り組み状況検討

・優良品種へ転換したリース樹園地の整備（2地区）

・りんご新しい化リース園を整備（長野市1か所、飯綱町1か所）実施見込み

・リリーフ農場方式による樹園地継承システム構築支援（1任意組合）

・地域内で耕作できなくなった樹園地の一時管理に取り組む任意組合に対し、需要に応える園芸産地育成事業活用により、管理に要する経費を支援（28a分）

・地域の担い手、新規就農者への農業経営アンケートの実施

・地域の中心となる経営体のリスト化と経営意向調査の実施（小布施町）

○ 農作業支援者の確保及び技術の向上に向けた支援

・農作業支援（農作業労働力補完）の取組状況の把握（調査1回）

・農作業労働力補完取組事例調査の実施（7月）

㊤農作業支援者の技術向上のための講習会の開催

・果樹栽培アシスタント講習（須坂市シルバー人材センター）講習支援 2回

・小布施町縁結びの会技術講習支援 4回

重点戦略2：未来に挑戦し続ける競争力の高い果樹産地づくり

【達成指標】

目標指標	H22 基準年	H26 計画	H29 目標年
県オリジナル主要品種栽培面積	706ha	940ha	1,070ha
りんご新しい化栽培面積	18.5ha	67ha	100ha
無核（種なし）ぶどう栽培面積	304ha	512ha	620ha
畑地かんがい施設の整備面積（期間内整備量）	308ha (H18～H22)	284ha (H25～H26)	403ha (H25～H29)

長野・Nagano

○ 消費者ニーズの高い品目・品種への転換に係る支援

- ・果樹経営支援対策事業等による改植の促進（オリジナル品種栽培面積 940ha）
- ・各果樹産地構造改革協議会（JA毎に設置）を通じて事業への取り組みを推進
- ・栽培技術の向上を図るための講習会等の開催
- ・りんご新品種「シナノホッペ」の品種検討会（JAちくま管内）10／下
- ・プルーン新品種「サマーキュート」の品種検討会（JA須高管内）9／中

○ りんご新しい化栽培に必要な苗木の確保支援

- ・フェザー苗の予約生産に向けた苗木業者とJAとの調整
- ・苗木の計画的な生産量確保に向け、県主催による需給調整会議を開催（1月頃）
- ・種苗の生産状況確認と苗木生産の技術指導（巡回指導）及び凍害防止対策の徹底
- ・管内4苗木業者に対する優良苗木生産指導、検討会を実施。凍害回避の技術指導
- ・わい性台木の安定生産と苗木業者とのマッチングの支援（マッチング1回）
- ・苗木生産量の拡大に向け、種苗業者へ供給するためのM.9台木生産に取り組む組織や団体への技術指導を実施するとともに、苗木業者とマッチングを支援。
- ・モデル圃の活用等による新しい化栽培への啓発と技術指導（講習会2回）
- ・優良モデル園において労働性、収量性を調査し、収穫時、せん定時に講習会（9月～10月）を実施し、新しい化栽培の有効性を啓発。

○ ぶどうの高品質生産のための施設化の推進や、消費者ニーズに対応した無核化栽培の普及

- ・高品質な生産に向けた雨よけ施設の導入の推進
- ・販売力の高い品種への転換を進めるとともに、需要に応える園芸産地育成事業の活用やJA単独事業により、ナガノパープル、シャインマスカットの施設化を推進
- ・栽培技術の高位平準化のための講習会等技術指導の実施
- ・芽かき講習会 千曲市5月7日、9日、長野市5月12日、14日、須坂市5月20日、22日、延べ180人
- ・開花前講習会 長野市 6月3日、摘粒講習会 長野市6月20日
- ・短梢栽培技術の向上を図るための講習会の開催（4回×5会場）
- ・芽かき講習会 長野市5月12日、20日、須坂市20日、21日、22日 延べ200名
- ・開花前講習会 千曲市5月27日、小布施町5月29日、長野市5月28日、29日、30日、6月2日、3日、須坂市6月4日、5日
- ・摘粒講習会 長野市6月13日、18日、19日 須坂市6月18日、小布施町6月20日

○ ももや特産果樹（あんず、プルーン等）の高品質・安定生産に向けた取組への支援

- ・もも品種のシリーズ化を推進（品種検討会1回）
- ・もも有望品種展示ほの設置と、普及に向けた品質調査の実施や現地検討会の開催（8月6日予定）
- ・プルーン新品種「サマーキュート」普及に向けた現地検討会の開催（8月28日予定）
- ・あんず・プルーンの県オリジナル品種の栽培技術向上のための講習会の開催（講習会5回）
- ・あんず 「信州サワー」等病害虫防除 松代4月7日30人、摘果 松代5月9日30人、信州サワー新梢管理講習会（松代7月24日25人、秋も実施予定）、せん定講習会（12月）

○ 効率的な果樹経営に向けた生産基盤の整備（畑地かんがい施設等）への支援

- ・県営ため池等整備事業の実施（須坂市・日滝原地区（須坂市）：管路工（更新）L=1.2km）
- ・幹線3-4号管路工事：管路工（更新）L=0.7km（8月入札公告予定）
- ・県営かんがい排水事業の実施（長野市・豊野地区（長野市）：水管理制御設備（更新）一式）
- ・水管理制御設備工事：H24.9.10～H27.3.16（予定）
- ・揚水機場2号ポンプ改修工事：H25.12.16～H27.3.27（予定）

重点戦略3：恵まれた立地条件を活かした特色ある産地づくり

【達成指標】

目標指標	H22 基準年	H26 計画	H29 目標年
アスパラガス夏秋どり比率	24%	29%	30%
トルコギキョウ秋出荷本数	286 千本	360 千本	420 千本
受精卵移植による黒毛和種子牛の生産頭数	70 頭	85 頭	100 頭

○ アスパラガスの茎枯病対策の徹底と夏秋どり作型の拡大に対する支援

・県単事業等による雨よけ施設の導入の推進

・収益性を高め更に魅力ある品目とするため施設化を推進（重点地区：JA須高）

・総合的な茎枯病対策の実施（展示圃4か所、検討会1回）

・JAながの（長野市東和田）、JAグリーン長野（長野市信更）、JA須高（小布施町）、JAちくま（千曲市）、計4カ所に耕種の防除＋体系防除展示圃を設置。月1回調査。

・各JAの現地指導会などで活用してもらうほか9月に4圃場巡回による現地検討会を開催。

・夏秋どり作型普及に向けた支援（モデル圃4か所、検討会2回）

・管内各地に普及拠点となる夏秋どり収益性向上モデルほ場を設置（JAながの（飯綱町 2か所）、JAグリーン長野（長野市真島）、JAちくま（千曲市））

5月15日に圃場巡回調査を各JA、全農長野、農業技術課、普及センターで実施済。10～11月頃再度成績検討会を開催。

・モデルほ場の成績等も活用し、夏秋どり作型への誘導を図るための講習会を開催

○ きこの新品種・新技術の導入と経営安定に向けた支援

・地域支援チームによる、技術、財務、労務改善のための支援（モデルJA1か所・1戸）

・JAグリーン長野管内の栽培農家1戸を選定し、地域及び県域支援チームで技術、財務、労務改善の課題解決のための支援を実施。

・えのきたけの高温域培養適性品種の導入促進（モデル培養センター1か所）

・シナノアーリー（えのきたけ長菌17号）をJAグリーン長野管内1培養センター利用農家5戸において導入し、実用性の評価を実施。

○ トルコギキョウの秋出荷作型の拡大に対する支援

・県単事業等によるモデルほ場の設置（1地区）

・暖房施設等を備えたモデルほ場を千曲市に設置し、管内への波及を図るための調査、現地検討会を開催。

・主に11月の安定出荷に向けた、大苗定植試験展示ほ（7月24日、8月7日定植予定）を千曲市に1カ所設置。今後の普及に向けた調査、現地検討会を開催。

Ⓢ 高温対策等品質向上技術の推進（展示ほ1か所）

・遮熱資材の展示ほ設置（長野市）

・2回切り作型技術の普及（講習会2回）

・JAグリーン長野管内を中心に、講習会を実施。

○ 実需者ニーズに対応した高品質な果菜類の生産拡大に対する支援

・トマト、キュウリ等の導入促進（研修会3回）

・長野市内の若手農業者を中心に、病害虫診断研修7月10日10、10月、11月の3回、環境にやさしい農業、栽培技術等に関する研修会を実施。

・カラーピーマンにおける天敵利用技術の普及（試験ほ1か所、研修会6回）

・JAながの飯綱カラーピーマン研究会を対象に天敵と微生物農薬、黄色LED等を利用したIPM試験圃を3カ所設置。研修会は4回予定、4月18日5人、6月18日5人実施済。今後7月、10月に実施予定。

○ 受精卵移植による黒毛和種子牛の生産拡大に対する支援

長野・Nagano

- ・受精卵移植技術者の養成と技術向上（技術向上1名）
- ・現地指導（年4回・北信畜産酪農センター）
- ・技術向上のための情報提供（年6回）

- ・酪農家に対する黒毛和種受精卵の移植支援（対象農家巡回1回）
- ・北信畜産酪農センター管内でまとめて移植の推進
- ・移植実施農場の巡回技術指導（10戸、各1回）

㊦ 黒毛和種受精卵移植実施農場の生産支援（10戸）

- ・ET 和子牛哺育マニュアル普及
- ・繁殖検診（20頭）

㊧ 長期不受胎牛への受精卵移植の普及定着支援（2戸）

- ・長期不受胎、夏期不受胎が問題となっている酪農家での繁殖検診
- ・長期不受胎、夏期不受胎牛に対する追い移植の実施（10頭）

重点戦略4：地域資源の活用と新たな付加価値の創出による魅力ある農業・農村づくり

【達成指標】（※は H25 年度実績見込み及び今後の方針を踏まえ、H29 年度目標を上回る計画値を設定）

目標指標	H22 基準年	H26 計画	H29 目標年
ワイン用ぶどう栽培面積	29ha	38ha	40ha
商談会等における成約件数（H25～累計）	0 件	※ 57 件	30 件
信州の伝統野菜栽培面積	5.8ha	※ 8.8ha	8.0ha

○ 遊休農地等へのワイン用ぶどう等の作付けを推進するため、基盤整備等への支援

- ・ワイン用ぶどう栽培者に対する技術向上支援（巡回指導）
- ・長野市、千曲市、坂城町、高山村の栽培者に対する個別巡回指導
- ・効果的な病虫害防除、施肥等による高品質なワイン用ぶどうの生産支援（巡回指導）

高山村ワインぶどう研究会に対する病虫害防除支援

○ 販路拡大や加工品開発等、経営強化を目指す農業者の取組への支援

- ・商談会（1回）や個別マッチングによる販路拡大機会の提供
- ・「東北信うまいものまるごと大商談会 2014」と題して売り込み型商談会を開催し、生産者の新規販路開拓による経営向上と資質向上を目指す。期日：9月5日（金）場所：ホテル国際21。

㊦ 実需の要望に対応できる生産者の育成や6次産業化、農商工連携を目指す農業者への支援

- ・地域推進員等と連携し、農業者への支援を行う。特に6次産業化については、6次産業化法に基づく総合化事業計画及び6次産業化ネットワーク活動交付金実施計画書の作成支援。

㊧ 生産者の商品開発力、販売力強化のための講座の開催（3回）

- ・「東北信うまいものまるごと大商談会 2014」参加者を対象に、FCPシートの記入方法、商談の基本等について商談会準備講座を開催。
第1回：6月25日（水） 第2回：7月7日（月） 第3回：8月21日（木）

○ 需要に応じた伝統野菜の生産安定に向けた取組への支援

- ・安定生産のための技術講習会等の開催支援（講習会3回）
- ・栽培技術講習会1回、栽培試験成績検討会1回（小布施丸なす、八町きゅうり）
- ・生産ほ場巡回指導会の開催 3回（小布施丸なす、八町きゅうり）
- ・生産者団体等の希望により、講習会等へ大学教授等の講師派遣を支援
- ・伝統野菜振興研修会の開催（1回）
- ・須高地区伝統野菜研修会の開催（1回）
- ・県委員会主催による産地情報交換会の開催

長野・Nagano

○ 「おいしい信州ふード(風土)」 ネット等による消費者等への情報発信や食育の推進を支援

- ・「おいしい信州ふード(風土)」 ネットへの旬の情報の掲載

- ・地域の農産物の収穫状況、イベント情報について随時掲載。

⑧ 「おいしい信州ふード(風土)」 SHOP登録店の拡大支援

- ・「おいしい信州ふード(風土)」の取扱い及び情報発信を行う店舗を、「おいしい信州ふード(風土)」SHOPとして登録する。

⑨ 「おいしい信州ふード(風土)」名人(8人)による長野県産農畜産物のブランド力の向上のための情報発信

- ・「おいしい信州ふード(風土)」名人と連携し、地域における「おいしい信州ふード(風土)」のPR活動を進める。名人の登録作業については随時実施。

- ・地域特産物のブランド化を図るため、原産地呼称管理制度や信州の伝統野菜認定制度、信州プレミアム牛肉認定制度の取組を推進するとともに消費拡大に向けた取組を支援

- ・原産地呼称管理制度(米)について、昨年申請者3名他7名に対し申請の声掛けを実施(4月)。

- ・伝統野菜の料理提案会を開催予定。

- ・小中学校等への旬ちゃん訪問により郷土食の継承や食育を推進

- ・長野県農畜産物普及推進協議会と連携し実施。

重点戦略5：中山間地域等の特性を活かした元気な農業・農村づくり

【達成指標】 (※はH25年度実績見込み及び今後の方針を踏まえ、H29年度目標を上回る計画値を設定)

目標指標	H22 基準年	H26 計画	H29 目標年
遊休農地の再生・利用面積(単年度)	43ha	184ha	184ha
そば作付面積	391ha	※ 580ha	482ha
都市農村交流人口	39,060人	44,600人	48,500人

○ そば、うめ等による遊休農地の解消に向けた取組への支援

- ・経営所得安定対策制度の活用によるそばの作付推進

- ・ソバ「長野S8号(信州ひすいそば)」の導入の推進

- ・遊休農地及び遊休化前農地におけるうめの栽培推進

- ・JAと連携した栽培推進のための啓発活動の実施(長野市小田切)

- ・耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の活用による再生・利用の取組を支援

- ・市町村・JA等担当者会議の開催による推進(6月23日)

- ・生産・販売と一体的な再生活用の推進

- ・モデル地区の設定(坂城町、醸造用ぶどう)

- ・中山間地域における農村活力創出の支援(1地区)

- ・モデル地区の設定(8月までに1か所)

⑧ 「信州ひすいそば」(品種名：長野S8号)の生産拡大推進(H25 3ha→H26 8ha)

- ・長野市、高山村、信濃町で16.5ha栽培見込

○ 地域の特徴的な品目の振興や集落ぐるみの野生鳥獣による被害防止活動に対する支援

- ・西山大豆適正管理の徹底と土壌病害対策の推進による品質向上(3等以上90%)

- ・西山大豆栽培講習会の開催(5~10月、3回、基本技術と立枯性土壌病害対策について)

- ・西山在来鞍掛豆(西山浸98-5)の作付と種子採種と品種のPR

- ・西山地域での野菜セミナーの開催による販売農家の育成(新規5人)

- ・講座の開催(4月から11月、合計8回開催)

- ・地元農産物を雪室等で貯蔵して出荷時期を調整し、付加価値を高めて販売するための取組推進(1地区)

長野・Nagano

- ・飯綱町で取組。「雪ねむりりんご」の販売（4月5日～5月28日、飯綱町横手直売所他）、「雪ねむりそばの販売（よこ亭での食事提供6月20日～、半生そばは5月下旬～横手直売所、JA店舗、よこ亭等で販売）。

- ・雪室プロジェクトワーキンググループ会議の開催（随時）

- ・野生鳥獣による被害を防止するため、市町村等と長野地域野生鳥獣被害対策チーム（地方事務所、普及センター）が連携し、集落ぐるみによる防除対策や捕獲対策、侵入防止柵の設置等、総合的な取組を推進

- ・長野地域野生鳥獣被害対策チーム会議の開催（7月17日）

- ・集落の被害対策自立支援

○ 観光や食文化等農村資源を活用した生産者と消費者を結びつける都市農村交流の促進

- ・地域農産物の消費拡大のためグリーン・ツーリズムなど都市と農村の交流の支援

- ・H24 都市農村交流活動の実施状況調査の実施（5月）

- ・地事ホームページで農作業体験やりんご狩り等の情報を提供

○ 広域営農団地農道整備による交通アクセスの改善

- ・豊野幹線の整備を推進（三念沢橋梁の建設（～H28）、宇佐美沢橋梁の建設（～H27）ほか）

- ・三念沢橋梁右岸橋台工事：H25. 8. 12～H27. 3. 9（予定）

- ・ 〃 上部工事：H26. 3. 14～H29. 3. 6（予定）

- ・宇佐美沢橋梁橋脚工事：H25. 10. 15～H26. 12. 26（予定）

- ・ 〃 上部工事：H26. 2. 10～H28. 3. 4（予定）

重点戦略6：環境との調和を目指した農村機能の充実

【達成指標】（※はH25年度実績見込み及び今後の方針を踏まえ、H29年度目標を上回る計画値を設定）

目標指標	H22 基準年	H26 計画	H29 目標年
地域ぐるみで取り組む農地・水・環境の保全活動面積	890ha	1,024ha	1,069ha
環境保全型農業直接支援対策面積	(H23) 16ha	※100ha	32ha
農業用水を活用した小水力発電の容量	7kW	7kW	37kW

○ 地域ぐるみで取り組む農地・水・環境の保全活動に対する支援

- ・地域の核となるリーダーの育成（リーダー育成研修への参加促進）

- ・例年実施される国主催のリーダー育成研修への参加

- ・中山間地域農業直接支払事業、多面的機能支払事業等を活用し、地域ぐるみで取り組む農地・農業用水等農村資源の維持と多面的機能の発揮を図る取組への支援

- ・中山間地域農業直接支払事業推進・・・市町村基本方針の改定

- ・多面的機能支払（H25年度までの農地・水保全管理支払に代えてH26年度から創設（一部組替）・・・制度の定着に向けて市町村が中心となって啓発活動を実施中（本年度交付金については12月が申請期限）。市町村が行う啓発活動を地方事務所が支援（出前講座等）。

○ 環境にやさしい農業に取り組む農業者（組織）への技術習得支援や消費者の理解促進のための情報発信等

- ・エコファーマーや環境にやさしい農産物認証制度の導入技術相談や導入計画作成支援、技術導入支援（エコファーマー相談会3か所、農産物認証1回）

- ・エコファーマー相談会：信濃町、飯綱町、小川村で実施済み。今後も飯綱町での追加実施を予定。

- ・信州の環境にやさしい農産物認証説明会：12月頃開催予定

- ・環境保全型農業直接支払交付金の取組支援

- ・市町村を対象とした制度説明会の開催（5月1回）

- ・農産物の安全・安心を消費者にPRするため、GAP（農業生産工程管理）の導入を推進

長野・Nagano

- ・農産物直売所を対象としての説明会の開催(6月)及びモデル直売所の設置

- ・県ホームページ等による消費者への情報発信

- ・基礎データ、経過等の情報をホームページで発信、イベント等情報についてブログを活用して発信。

○ 水路等の農業水利施設を利用した小水力発電施設の設置に向けた取組への支援

- ・県営かんがい排水事業の推進(長野市・里島地区(善光寺平用水):小水力発電設備の建設1か所(~H27))

- ・H26:小水力発電施設実施設計。H27年度の工事完成を目指す。

○ 地すべり防止区域の適切な管理

- ・地すべり防止区域の巡視や地すべり防止施設の維持保全等(一部市町村委託)、日常的な管理を実施(41区域)

- ・職員による巡回点検を随時実施

- ・管理の一部について、H26.4.1付けで長野市、千曲市、高山村に委託

- ・地すべり対策事業(国補)を実施(継続5地区)

- ・継続地区:松葉、長岩、天間芦沢、上河、塩本(いずれも長野市)

第 2 期 長野県食と農業農村振興計画 見直し関係資料

第 2 期 長野県食と農業農村振興計画の見直しの提案について	1
① 担い手への農地利用集積の促進	3
② 米や地域振興作物等の生産振興	7
③ 地域ぐるみで取組む農地・水・環境の保全活動の推進	9
④ 農産物等の輸出促進	13
〔その他〕 達成指標「信州プレミアム牛肉の認定頭数」の検討	15

第2期長野県食と農業農村振興計画の見直しの提案について

1 計画見直しの背景

I. 「第2期長野県食と農業農村振興計画」を策定し、平成25年度から実行

II. 国は、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げることとし、昨年12月に農林水産政策の基本構想となる「農林水産業・地域の活力創造プラン」を公表

プランでは、

- ① 輸出の促進や地産地消の推進などによる「国内外の需要拡大」
- ② 6次産業化等の推進による「農林水産物の付加価値向上」
- ③ 農地中間管理機構の創設や米政策の見直しなどによる「生産現場の強化」
- ④ 日本型直接支払制度の創設などによる「農業の多面的機能の維持・発揮」の4つの柱が示された。

III. 平成26年度に「長野県食と農業農村振興審議会」を開催

国の農業・農村政策の強化や制度変更に伴い、現行計画の進捗を早めることや、目標値の変更、規模拡大や大幅なコスト削減が困難な中山間地域における農業生産の方向性などを議論し、計画見直しについて検討を行う。

2 計画見直しの主な視点

① 担い手への農地利用集積の促進

→農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積をどのように加速していくか（振興計画の達成指標「担い手への農地利用集積率（集積面積）」の見直し）

② 米や地域振興作物の等の生産振興

→今後の水田農業のあり方、米や地域振興作物等の生産振興の方向性について

③ 地域ぐるみで取り組む農地・水・環境の保全活動の推進

→地域ぐるみで取り組む農地・水・環境の保全活動の取組をどのように充実・強化していくか（振興計画の達成指標「地域ぐるみで取り組む農地・水・環境の保全活動面積」の見直し）

④ 農産物等の輸出促進

→本県における農産物の輸出をどのように進めるか（振興計画の達成指標として、新たに「農産物の輸出額」を設定）

※〔その他〕達成指標「信州プレミアム牛肉の認定頭数」の検討

→「信州プレミアム牛肉の認定頭数」については、既に平成29年度の目標を達成しているため、指標の見直しを検討（振興計画の達成指標の再設定）

3 計画見直しのスケジュール（案）

時期	計画見直しの作業	審議会・地区部会の内容
平成 26 年 6 月	○論点整理	<div style="border: 1px solid black; background-color: #e6f2ff; padding: 5px;"> 第 1 回審議会 (6/6) <ul style="list-style-type: none"> ・国の新たな施策について情報共有 ・計画見直しの方向性検討 </div>
	○計画改訂素案の検討	
7 月		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 地区部会 <ul style="list-style-type: none"> ・計画見直しの方向性検討 (平成 25 年度実施状況の検証) </div>
8 月		<div style="border: 1px solid black; background-color: #e6f2ff; padding: 5px;"> 第 2 回審議会 (8/下旬) <ul style="list-style-type: none"> ・計画改訂素案の検討 (平成 25 年度実施状況の検証) </div>
9 月	○計画改訂案の検討 (H25 実績、県議会報告)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 地区部会 <ul style="list-style-type: none"> ・地域別発展方向の見直し </div>
10 月		<div style="border: 1px solid black; background-color: #e6f2ff; padding: 5px;"> 第 3 回審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・計画改訂案の策定 </div>
11 月 ↓ 3 月	<div style="border: 1px solid black; background-color: #f4cccc; padding: 5px; display: inline-block;"> 改訂計画の公表 </div> <改訂計画、県議会報告>	
		地域への周知
H27 年度～		改訂計画スタート

項目	① 担い手への農地利用集積の促進	〔参考資料あり〕
----	------------------	----------

【現状・現行計画における位置付け】	<p>＜施策展開1＞ 夢ある農業を实践する経営体の育成 (振興計画本冊 P17~22・P67~69)</p> <p>ア 高い技術と経営力を持つ企業的農業経営体の育成</p> <p>○農地の利用集積による規模拡大の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の地域の担い手の明確化、担い手への農地の利用集積を進める「人・農地プラン」の作成と実現に向けた取組について、補助事業の活用や地方事務所支援チームによる巡回指導等により支援 ・利用権設定等促進事業の円滑な実施や農地保有合理化事業の推進、農地地図情報システムの活用等により効率的・効果的な農地の利用調整活動を支援 ・農地利用集積円滑化団体や市町村営農支援センター等による農地の利用集積や農作業受委託の調整機能の強化を図り、規模拡大や広域的な事業展開を志向する経営体への農地の利用集積を支援 ・現行計画における達成指標 																		
	(H25 実績は未確定)																		
	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者等の担い手への農地集積について、耕地面積の51%をめざす 																		
	<p>イ 地域農業を支える活力ある組織経営体の育成</p> <p>○集落営農組織の経営改善と法人化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村営農支援センターや農地利用集積円滑化団体が行う農地の利用調整活動を支援し、集落営農組織の効率的な農地利用を促進 <p>○関係機関・団体が連携した支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会や現地巡回等により、市町村営農支援センター等が行う担い手の確保や農地の利用集積等の調整・支援活動の充実を支援 ・人・農地プランの作成を支援し、個別経営体や組織経営体、兼業農家等の農地利用についての合意形成を促進して、効率的な農地の利用を推進 																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #e0f2f1;"> <th></th> <th>H22 基準</th> <th>H23 実績</th> <th>H24 実績</th> <th>H29 目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担い手への農地利用集積率 (%)</td> <td>39</td> <td>40</td> <td>38</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>農地利用集積面積 (ha)</td> <td>43,628</td> <td>44,198</td> <td>42,272</td> <td>55,000</td> </tr> </tbody> </table>					H22 基準	H23 実績	H24 実績	H29 目標	担い手への農地利用集積率 (%)	39	40	38	51	農地利用集積面積 (ha)	43,628	44,198	42,272	55,000
		H22 基準	H23 実績	H24 実績	H29 目標														
	担い手への農地利用集積率 (%)	39	40	38	51														
	農地利用集積面積 (ha)	43,628	44,198	42,272	55,000														
	(H25 実績は未確定)																		
	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者等の担い手への農地集積について、耕地面積の51%をめざす 																		
<p>イ 地域農業を支える活力ある組織経営体の育成</p> <p>○集落営農組織の経営改善と法人化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村営農支援センターや農地利用集積円滑化団体が行う農地の利用調整活動を支援し、集落営農組織の効率的な農地利用を促進 <p>○関係機関・団体が連携した支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会や現地巡回等により、市町村営農支援センター等が行う担い手の確保や農地の利用集積等の調整・支援活動の充実を支援 ・人・農地プランの作成を支援し、個別経営体や組織経営体、兼業農家等の農地利用についての合意形成を促進して、効率的な農地の利用を推進 																			
<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者等の担い手への農地集積について、耕地面積の51%をめざす 																			

【状況の変化・新たな施策】	<p>1 農地の利用集積・集約化を進め、今後10年間で担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現するため、都道府県ごとに「農地中間管理機構」を設立 (平成25年12月、関連法律成立)</p>
	<p>2 農地中間管理機構の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域内の分散錯綜した農地を農地中間管理機構が借り受け ② 必要な場合には基盤整備等の条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸し付け ③ 農地中間管理機構は、当該農地について農地として管理 ④ 農地中間管理機構は、その業務の一部を市町村等に委託し、農地中間管理機構を中心とする関係者の総力で農地集積・耕作放棄地解消を推進
	<p>3 本県では、平成26年3月31日、(公財)長野県農業開発公社を長野県の農地中間管理機構に指定</p>

【本県における対応等】

- 1 認定農業者や集落営農組織等の生産性向上を図るため、「農地中間管理機構」の活用により、農地利用の効率化を促進
- 2 現在、実務の開始に向けて準備を進めており、今後、市町村や関係団体との連携・協力体制の構築、農業者へのPRなどを行い、必要な体制整備を行った上で、本年秋以降に貸借等の実務を開始する予定
- 3 農地中間管理事業の推進に関する基本方針（平成 26 年 3 月 31 日策定）において、担い手への農地集積目標を設定 H22 年度（実績）：39% → H35 年度（目標）：68%

【計画見直しの視点】

☆農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積をどのように加速していくか
（振興計画の達成指標「担い手への農地利用集積率（集積面積）」を再設定）

0 農地中間管理機構制度について

農地中間管理機構

(長野県農業開発公社)

借受ルールの考え方

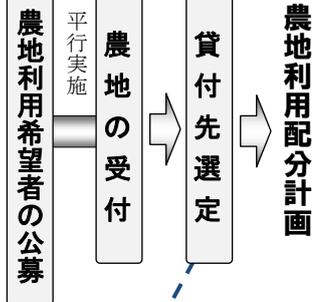
農地の滞留防止の観点

- ・利用が著しく困難な農地は対象としない
- ・利用希望応募数等から貸付が見込まれる農地
- ・市町村や地域が利用方針を明確化した農地
- ・出し手から借受後は可能な限り速やかに転貸

1 新 農地中間管理事業

貸借

- 農地の借受け (中間管理権取得)
- 当該農地の貸付け
- 当該農地の管理 (事業の一部委託可)
- 当該農地の条件整備 (耕作放棄地の再生含む)



農地利用配分計画の縦覧・認可・公告(県)

担い手

県の公告により
利用権設定

貸付先選定ルールの考え方

- ・規模拡大、分散錯圃の解消に資すること
- ・既に安定経営を営む者に支障を及ぼさないこと
- ・新規就農希望者が効率的・安定的な経営を目指していけること
- ・公平・公正に農地利用の調整を行うこと
- ・対象農地の隣接者が借受けを希望する場合を優先
- ・地域内で面的集積のために権利の交換を行う場合を優先
- ・希望条件との適合性及び地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけ順次協議 (この場合、人・農地プランとの整合性に配慮) 等

売買

2 農地売買支援事業 (旧 農地保有合理化事業)

出し手

機構を活用することのインセンティブ

新 地域集積協力金

新 耕作者集積協力金

経営転換協力金

連携・協力

市町村
円滑化団体
農業委員会 等

一部業務委託

- ・農地利用希望者の受付
- ・貸出し希望農地受付
- ・農地状況の調査
- ・賃貸料に係る事務
- ・農地情報等の提供
- ・配分計画の原案作成
- ・人・農地プランとの調整

項目	② 米や地域振興作物等の生産振興
----	------------------

【現状・現行計画における位置付け】	<p><施策展開2> 自信と誇りを持てる信州農畜産物の生産 (振興計画本冊P27~33)</p> <p>ア 消費者や流通の変化を的確に捉えた農畜産物の生産振興</p> <p>① 土地利用型作物(米・麦・大豆・そば)</p> <p>○現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県産米は、全国トップクラスの単収と高い1等米比率を誇る ・消費人口の減少と高齢化の進行により、国内マーケットは量的に縮小する傾向 ・消費者が農畜産物に求める品質・味・値段などの価値は多様化・複雑化 <p>○展開する施策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営規模の拡大と安定化支援、消費者に選ばれる特徴ある高品質米の生産、実需者ニーズに対応した麦・大豆・そばの生産拡大 <p>○現行計画における達成指標 (単位: ha)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">H22 基準</th> <th style="text-align: center;">H23 実績</th> <th style="text-align: center;">H24 実績</th> <th style="text-align: center;">H25 実績</th> <th style="text-align: center;">H29 目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">環境にやさしい米づくりの面積</td> <td style="text-align: center;">1,226</td> <td style="text-align: center;">1,360</td> <td style="text-align: center;">1,251</td> <td style="text-align: center;">1,290</td> <td style="text-align: center;">1,887</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">実需者ニーズの高い県オリジナル品種の普及面積</td> <td style="text-align: center;">米(風さやか)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">182</td> <td style="text-align: center;">800</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">麦・大豆・そば</td> <td style="text-align: center;">311</td> <td style="text-align: center;">444</td> <td style="text-align: center;">538</td> <td style="text-align: center;">623</td> <td style="text-align: center;">950</td> </tr> </tbody> </table>	項目		H22 基準	H23 実績	H24 実績	H25 実績	H29 目標	環境にやさしい米づくりの面積		1,226	1,360	1,251	1,290	1,887	実需者ニーズの高い県オリジナル品種の普及面積	米(風さやか)	-	-	17	182	800	麦・大豆・そば	311	444	538	623	950
項目		H22 基準	H23 実績	H24 実績	H25 実績	H29 目標																						
環境にやさしい米づくりの面積		1,226	1,360	1,251	1,290	1,887																						
実需者ニーズの高い県オリジナル品種の普及面積	米(風さやか)	-	-	17	182	800																						
	麦・大豆・そば	311	444	538	623	950																						

【状況の変化・新たな施策】	<p>国は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を公表し、「産業政策」として経営所得安定対策及び米政策について、26年度から以下の見直しを実施</p> <p>① 米政策の見直し</p> <p>5年後を目途に米の需給調整の手法を見直し、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも生産者や集荷業者、団体を中心に、需要に応じた生産が行われる体制を整備</p> <p>② 経営所得安定対策の見直し</p> <p>米の直接支払交付金と米価変動補填交付金は、工程を明らかにした上で廃止 畑作物の直接支払交付金(ゲタ)と米・畑作物の収入影響緩和対策(ナラシ)は一律の規模要件を外し、対象者を担い手に限定して実施</p> <p>③ 水田フル活用の推進</p> <p>麦・大豆・飼料用米など、需要のある作物の生産を振興するとともに、水田フル活用ビジョンに基づき、地域の特色ある魅力的な産地を創造するため、地域振興作物等の取組を支援し、意欲ある農業者が自らの経営判断で作物を選択する状況を実現</p>
---------------	---

【本県への影響】

- 1 米は、現在も供給過剰の状態であり、5年後に需給調整機能が的確に働かなければ米価の暴落を招く恐れ
- 2 経営所得安定対策の見直しにより、支援の対象が認定農業者等に限定されることから、担い手以外の生産者は収入が大幅に減少する恐れ
- 3 「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、経営規模の拡大やコストの低減を進めるといった農業の競争力強化が強く打ち出されており、農地の条件に恵まれず大幅なコスト低減が困難な中山間地域等における水田農業の今後の方向性が不透明

【本県における対応等】

- 1 米の需給及び価格の安定を図るため、市町村、生産者団体と連携して生産数量目標に基づく米の作付けを推進するとともに、国に対し、平成30年度からの新たな需給調整システムの姿を早期に明らかにするよう求めていく。
- 2 国からの交付金等を最大限に活用していくため、集落営農の取組や認定農業者の認定を積極的に支援する
- 3 担い手農家の、水田の利用集積等による規模拡大と低コスト生産を進めるとともに、消費者や実需者との結びつきを強化し、自らの経営判断により需要に応じた品質の高い米の生産が進められる体制づくりを支援する
- 4 農地の条件に恵まれない中山間地域等の条件不利地域においては、日本型直接支払制度（多面的機能支払・中山間地域農業直接支払）等を積極的に活用しながら地域ぐるみで水路・農地・農道などの生産資源の維持を図るとともに、特色のある米づくりや、米以外の収益性の高い作物への転換をさらに推進するとともに、6次産業化の取組を進め、産業として成り立つ水田農業の実現を図る。
- 5 主食用米の生産については、県オリジナル品種や環境にやさしい栽培方法の導入や実需者との契約取引の推進等により、実需・消費者ニーズに対応した売れる米づくりを推進
主食用米の需給に影響を及ぼさない米づくりとして、飼料用米、米粉用米、加工用米、輸出入米、酒造好適米等の取組を強化
- 6 水田フル活用ビジョンに基づき、産地の実情に合わせた麦・大豆の作付けや、園芸作物などの新たな品目の導入、施設・機械等の導入を推進

【計画見直しの視点】

<計画見直しの視点>

☆今後の水田農業のあり方、米や地域振興作物等の生産振興の方向性について

項目	③ 地域ぐるみで取り組む農地・水・環境の保全活動の推進 〔参考資料あり〕
----	---

【現状・現行計画における位置付け】	<施策展開6> 美しい農村の維持活用 (振興計画本冊 P95~97)																									
	ア 農山村の多面的機能の維持と環境保全																									
	○農地や農業用水路等の保全管理の推進（農地・水保全管理支払事業） ・農業者と地域住民が連携して行う農地・農業用水等の保全管理活動を支援																									
	○中山地域の継続的な農業生産活動の推進（中山間地域農業直接支払事業） ・中山間地域において、自律的かつ継続的な農業生産活動の体制整備に向けた取組を支援																									
	○現行計画における達成指標 (単位：ha)																									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">H22 基準</th> <th style="width: 10%;">H23 実績</th> <th style="width: 10%;">H24 実績</th> <th style="width: 10%;">H25 実績</th> <th style="width: 10%;">H29 目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #fce4d6;">地域ぐるみで取り組む農地・水・環境の保全活動面積</td> <td style="text-align: center;">22,484</td> <td style="text-align: center;">22,764</td> <td style="text-align: center;">23,609</td> <td style="text-align: center;">24,710</td> <td style="text-align: center;">25,000</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #fce4d6;"> 農地・水保全管理支払事業</td> <td style="text-align: center;">12,646</td> <td style="text-align: center;">12,855</td> <td style="text-align: center;">13,719</td> <td style="text-align: center;">14,803</td> <td style="text-align: center;">15,000</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #fce4d6;"> 中山間地域農業直接支払事業</td> <td style="text-align: center;">9,838</td> <td style="text-align: center;">9,909</td> <td style="text-align: center;">9,890</td> <td style="text-align: center;">9,907</td> <td style="text-align: center;">10,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	H22 基準	H23 実績	H24 実績	H25 実績	H29 目標	地域ぐるみで取り組む農地・水・環境の保全活動面積	22,484	22,764	23,609	24,710	25,000	農地・水保全管理支払事業	12,646	12,855	13,719	14,803	15,000	中山間地域農業直接支払事業	9,838	9,909	9,890	9,907	10,000	
区 分	H22 基準	H23 実績	H24 実績	H25 実績	H29 目標																					
地域ぐるみで取り組む農地・水・環境の保全活動面積	22,484	22,764	23,609	24,710	25,000																					
農地・水保全管理支払事業	12,646	12,855	13,719	14,803	15,000																					
中山間地域農業直接支払事業	9,838	9,909	9,890	9,907	10,000																					

【状況の変化・新たな施策】	1 国は、農政改革のグランドデザインとして「農林水産業・地域の活力創造プラン」を公表し、農業・農村の持つ多面的機能を発揮するための「地域政策」として、「日本型直接支払制度」を創設
	2 「日本型直接支払制度」の創設に伴い、これまでの「農地・水保全管理支払事業」を「多面的機能支払事業」に見直し
	3 多面的機能の適切な発揮のための取組を広げていくことが必要であるとし、将来的に「多面的機能支払」の取組面積を、ほぼ全ての農振農用地で実施することを想定
	4 現在、国会審議中の「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」において、①多面的機能支払、②中山間地域等直接支払、③環境保全型農業直接支援を1本の法律で位置付ける予定

【本県における対応等】

- 1 本県の農地の多面的機能の維持・増進を図るため、日本型直接支払制度を積極的に活用し、農業者・地域住民等が共同で取り組む地域活動や、地域資源（農地・水路・農道等）の質的向上に資する活動を積極的に支援
- 2 多面的機能支払事業
 - ・市町村や関係機関、団体と連携し、新制度の周知・PRを進め、これまでの「農地・水保全管理支払事業」の活動組織に加え、新たな活動組織による取組を拡大
- 3 中山間地域農業直接支払事業
 - ・平成27年度からの4期対策の実施に合わせて、多面的機能支払事業とともに新たな活動組織による取組を拡大

【計画見直しの視点】

☆地域ぐるみで取り組む農地・水・環境の保全活動の取組をどのように充実・強化していくか
（振興計画の達成指標「地域ぐるみで取り組む農地・水・環境の保全活動面積」を再設定）

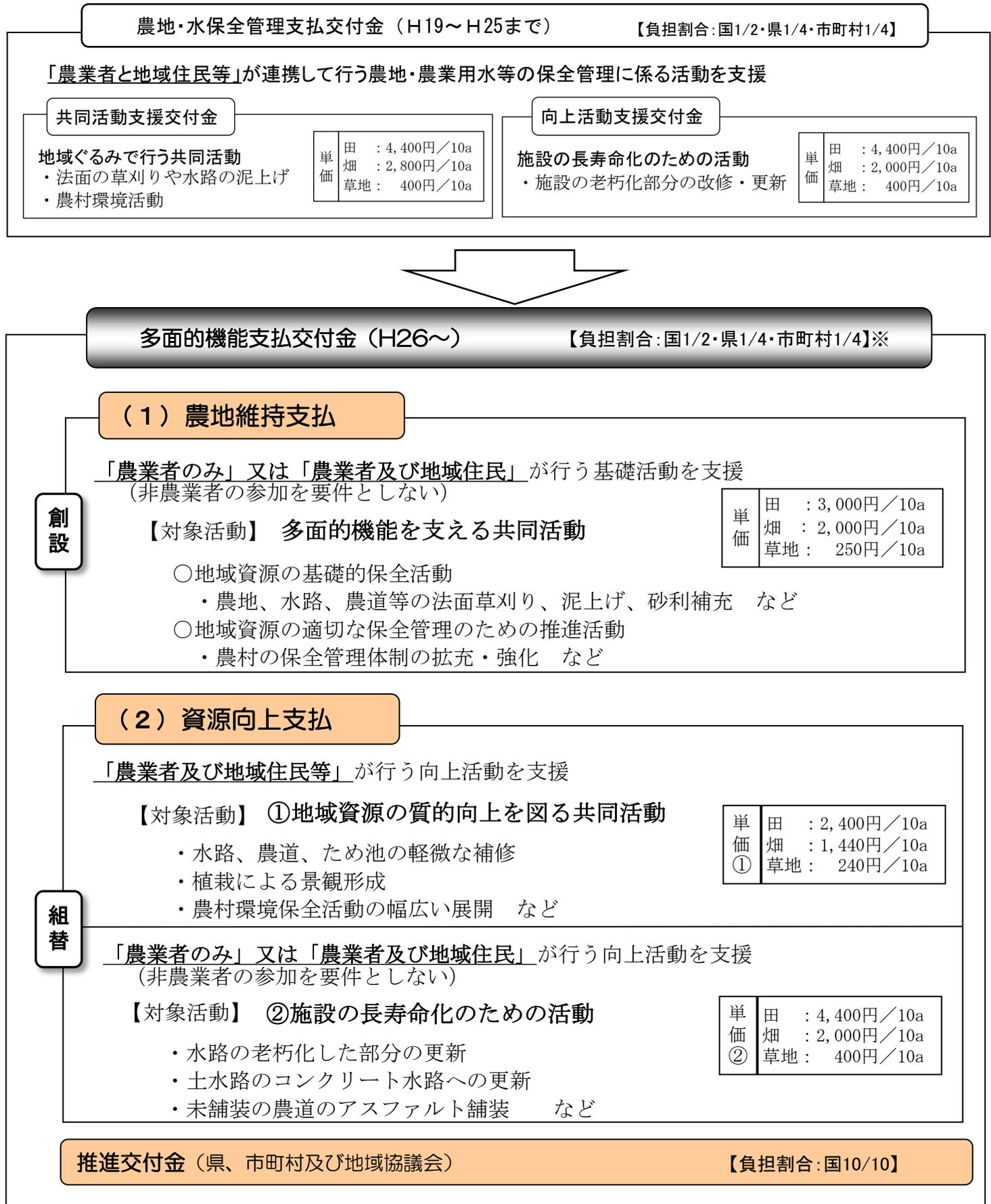
<参考>

多面的機能支払事業について

1 はじめに

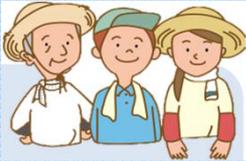
農地の多面的機能の維持・増進を図るため、農業者等が共同して取り組む地域活動や、地域資源（農地・水路・農道等）の質的向上に資する活動に対して支援する。

2 制度概要



※地方財政措置：県負担分(市負担分)の60%(60%)が普通交付税で、残余の40%(60%)を特別交付税で措置

3 多面的機能支払の対象となる共同活動の概要

		農 地	水 路	農 道
(1) 農地維持支払	※ 【農業者及び地域住民が行う活動】	■ 地域資源の基礎的保全活動		
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地法面の草刈 ○ 遊休農地発生防止のための保全管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水路の泥上げ ○ 水路法面の草刈り 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 路肩・法面の草刈り ○ 農道の砂利補充 
(2) 資源向上支払	【農業者及び地域住民等が行う活動】	① 地域資源の質的向上を図る共同活動		
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地法面の補修 ○ 鳥獣害防護柵の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水路のひび割れ補修 ○ 水路目地の補修 ○ 植栽による景観形成 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農道の窪みの補修 ○ 側溝の目地詰め ○ 植栽による景観形成 
	※ 【農業者及び地域住民が行う活動】	② 施設の長寿命化のための活動		
		<p>みんなで 田んぼや水路を守ろう！</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水路の老朽化部分の更新 ○ 土水路からコンクリート水路への更新 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未舗装の農道のアスファルト舗装 ○ 既設舗装の更新 

※(1)と(2)②は、農業者のみで実施可能

効 果

- 国土保全、景観形成などの多面的機能の維持・発揮
- 担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し
- 適切な維持管理の実施による、公共事業費の節減

項目	④ 農産物等の輸出促進
----	-------------

【現状・現行計画における位置付け】	<p><施策展開3> 信州ブランドの確立とマーケットの創出 (振興計画本冊 P58~63)</p> <p>イ マーケット需要の把握による戦略的な生産・販路拡大と輸出促進</p> <p>○意欲ある事業者による農産物等の輸出促進と海外での信州ファンづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「長野県国際戦略」に基づき、JETROや農業団体等と連携した農畜産物輸出情報の収集及び発信、ターゲットとなる地域を決めマーケットニーズ等を把握 ・海外実需者との商談会を実施するとともに、県内産地への海外バイヤーの招へい等を支援し取引機会の拡大を促進 ・農畜産物輸出に係る専門家を事業者等に派遣し、輸出ノウハウ向上を進める ・事業者等と観光産業等とが連携した海外での販売開拓等のイベントや信州農畜産物のPR活動を支援
-------------------	---

【状況の変化・新たな施策】	<ol style="list-style-type: none"> 1 国は、平成25年8月、「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」を策定し、農林水産物・食品の輸出額を平成24年4,500億円から平成32年までに1兆円にする目標を設定 2 平成25年12月、農林水産政策の基本構想となる「農林水産業・地域の活力創造プラン」を公表し、政策展開の一つとして、輸出の促進などによる「国内外の需要拡大」が示された 3 県内では、輸出に意欲的な農業者、生産者団体、農産物流通業者、食品加工業者などの民間事業者と行政が一体となって、継続的な商業ベースでの輸出促進を図るため、「長野県農産物等輸出事業者協議会」を平成26年2月に設立
---------------	---

【本県における対応等】

- 1 国内マーケットの縮小がする中、品質のよい県産農産物等を海外へ売り込むため、本県としても農産物等の輸出を積極的に促進する必要がある
- 2 有望なマーケットであるアジア諸国を対象に、県産農産物等の輸出を継続的な商業ベースに発展させるため、「長野県農産物等輸出事業者協議会」を中心に、本県の優位性を活かした収益が確保できる輸出体制づくりに取り組む
 - (1) 県として「重点国・地域」、「重点品目」を定め、効率的かつ集中的に販路開拓を行う
 - ・重点国・地域：シンガポール、香港、台湾、タイ
 - ・重点品目：りんご、ぶどう、米
 - (2) 他産地と連携し、産地間連携によるオールジャパンでの輸出に取り組む

【計画見直しの視点】

☆本県における農産物の輸出をどのように進めるか

(振興計画の 達成指標として、新たに「農産物の輸出額」を設定)

項目	※〔その他〕達成指標「信州プレミアム牛肉の認定頭数」の検討
----	-------------------------------

【現状・現計画における位置付け】	<p><施策展開2> 自信と誇りを持てる信州農畜産物の生産（振興計画本冊P41～44）</p> <p>ア 消費者や流通の変化を的確に捉えた農畜産物の生産振興</p> <p>③ 畜産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行計画における達成指標 （単位：頭） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #e1f5fe;"> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 10%;">H22 基準</th> <th style="width: 10%;">H23 実績</th> <th style="width: 10%;">H24 実績</th> <th style="width: 10%;">H25 実績</th> <th style="width: 10%;">H29 目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">信州プレミアム牛肉の認定頭数</td> <td>844</td> <td>1,182</td> <td>1,942</td> <td>2,988</td> <td>2,200</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 優れた産肉能力をもつ繁殖雌牛と受精卵移植技術の活用等により優良肥育素牛生産を拡大するとともに、県外出荷牛も対象に認定を進めることにより流通拡大を図り、基準年（平成22年）の2.5倍の認定数をめざす 	項目	H22 基準	H23 実績	H24 実績	H25 実績	H29 目標	信州プレミアム牛肉の認定頭数	844	1,182	1,942	2,988	2,200
項目	H22 基準	H23 実績	H24 実績	H25 実績	H29 目標								
信州プレミアム牛肉の認定頭数	844	1,182	1,942	2,988	2,200								

【状況の変化・新たな施策】	<ol style="list-style-type: none"> 1 新たな認定農場の増加や飼養管理技術の向上等により、県内出荷分の認定頭数が増加 2 関西市場（大阪・京都）出荷分については、年間900頭の認定を見込んでいたが、飼育管理技術の向上等により、想定よりもオレイン酸の基準値を上回る牛が多く出荷されたことから、計画を大幅に上回る認定頭数となった 3 平成25年度は、既に29年度目標の2,200頭を大きく上回る2,988頭を認定 <p>【信州プレミアム牛肉の認定頭数の推移】 （単位：頭）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #e1f5fe;"> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 10%;">H21</th> <th style="width: 10%;">H22</th> <th style="width: 10%;">H23</th> <th style="width: 10%;">H24</th> <th style="width: 10%;">H25</th> <th style="width: 10%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">県内</td> <td>482</td> <td>844</td> <td>1,182</td> <td>1,537</td> <td>1,672</td> <td>5,717</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">県外</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>405</td> <td>1,316</td> <td>1,721</td> </tr> <tr style="background-color: #ffe0b2;"> <td style="text-align: left;">計</td> <td>482</td> <td>844</td> <td>1,182</td> <td>1,942</td> <td>2,988</td> <td>7,438</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H21	H22	H23	H24	H25	計	県内	482	844	1,182	1,537	1,672	5,717	県外	—	—	—	405	1,316	1,721	計	482	844	1,182	1,942	2,988	7,438
年度	H21	H22	H23	H24	H25	計																							
県内	482	844	1,182	1,537	1,672	5,717																							
県外	—	—	—	405	1,316	1,721																							
計	482	844	1,182	1,942	2,988	7,438																							

【本県における対応等】

- 1 近年、牛肉の風味や口溶けに影響する「オレイン酸」の含有率を指標とした牛肉のブランド化が全国的に取り組まれ始めていることから、本県としても、牛肉中のオレイン酸を高める肥育管理等の指導をさらに進め、信州プレミアム牛肉認定基準を満たす肥育牛を増産する
- 2 登録流通業者の新規加入を進め、信州プレミアム牛肉の流通量の増加を図る

【計画見直しの視点】

<達成指標「信州プレミアム牛肉の認定頭数」>

☆既に平成 29 年度の目標を達成していることから、指標の見直しを検討

国の農政改革の概要について

現 状 (平成 25 年度まで)

改革の内容

農地政策

- 農地の利用集積
農地保有合理化法人、市町村、JA等が役割を分担しながら担い手等への農地集積を進めているが、平成 22 年の担い手への集積率は、全国で 49%、長野県は 39%に留まっている
- 遊休農地の解消
国、県の支援施策を活用して、市町村、農業委員会等が連携して再生・利用を進めているが、新たに遊休化する農地もあり、加速的な解消につながっていない
【耕作放棄地面積 (平成 22 年)】
全国：395,981ha 長野県：17,146ha

- 担い手への農地集積と集約化により、農業構造の改革と生産コストの削減を強力に進めるため、農地の中間受け皿として各都道府県に農地中間管理機構を整備
- 機構は、賃貸を中心に農地流動化を強力に推進
- 機構は、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮し、必要な場合には基盤整備等を行った上で貸付
- 機構の一部業務は、市町村・JAへ委託するなど、関係機関の連携、役割分担により事業を推進

米政策 (生産調整)

- 国が、米の需給見通しに基づき、毎年、生産数量目標を県・市町村等を通じて生産者に配分し、米の生産調整(いわゆる減反)を実施
【平均転作率 (平成 25 年度)】 全国：34.6%、長野県：29.2%
- 生産調整のインセンティブとして、生産数量目標を達成した全ての販売農家に対して、以下の交付金を交付
① 米の直接支払交付金 (全販売農家一律、10 a 当たり 15,000 円)
② 米価変動補填交付金 (標準的米価と当該年産米価の差額を補填)
- 「水田」への非主食用米 (飼料用米・加工用米等)、麦、大豆等の転作物、「畑」への麦、大豆等の作付誘導のため、交付金を交付
【米政策に係る交付金等の交付総額 (平成 24 年度)】
全国：5,603 億円 長野県：81.1 億円

区分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
① 米の生産調整		現行どおり国が生産数量目標を配分				行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、需要に応じた生産が行われるように環境を整備
② 米の直接支払交付金	15,000円/10a	7,500円/10a に減額				廃止
③ 米価変動補填交付金		廃止 (26年度に限り、別途ナラン対策非加入者に対する影響緩和対策を実施)				
④ 米・畑作物の収入減少影響緩和対策 (ナラン)		現行どおり	対象者を担い手 (認定農業者・集落営農組織・認定就農者) に限定			
⑤ 水田活用の直接支払交付金		拡充 飼料用米等に生産数量に応じた数量払いを導入 (5.5~10.5万円/10a)				
⑥ 畑作物の直接支払交付金 (ケタ)		現行どおり	対象者を担い手 (認定農業者・集落営農組織・認定就農者) に限定			

地域政策

- 多面的機能の維持・発揮のため、以下の3つの交付金制度を措置
全国で約 200 万 ha (長野県内で約 25,000ha) の農地をカバーしているが、取組面積はほぼ横ばいで伸び悩みの状況
① 農地・水保管理支払交付金 (共同活動による社会資本の保全管理)
・ 農業者と地域住民が連携して農地・農業用水等の保全管理を行う経費を支援
【H24 取組面積】 全国：約 146 万 ha、長野県：14,627ha
② 中山間地域等直接支払交付金 (条件不利地域の生産活動の継続)
・ 中山間地域等の条件不利地域と平地とのコスト差 (生産費) を補正するため、農地・農道の維持等の生産活動経費を支援
【H24 取組面積】 全国：約 68 万 ha、長野県：9,890ha
③ 環境保全型農業直接支援対策 (環境保全型農業の普及)
・ 農業者が環境保全効果の高い営農活動を行うことによる追加的コストを支援
【H24 取組面積】 全国：約 4 万 ha、長野県：452ha

- 地域内の農業者が共同で取り組む、地域活動 (活動組織をつくり市町村と協定を締結) を支援する日本型直接支払制度 (多面的機能支払) を創設
①-1 農地維持支払 <新設>
多面的機能を支える共同活動を行う集落等を支援
※担い手を中心とした地域内の協力・役割分担を明確にし、担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し
【交付単価 (10 a 当たり)】
(都府県) 田：3,000 円、畑：2,000 円、草地：250 円
①-2 資源向上支払 <「農地・水保管理支払」の組替え>
A 地域資源の質的向上を図る共同活動を支援
【交付単価 (10 a 当たり) *】
(都府県) 田：2,400 円、畑：1,440 円、草地：240 円
B 施設の長寿命化のための活動を支援
【交付単価 (10 a 当たり)】
(都府県) 田：4,400 円、畑：2,000 円、草地：400 円
*現行の農地・水保管理支払の5年経過地区及びAとBを合わせて行う場合、Aの交付単価は75%単価が適用される。
- 「②中山間地域等直接支払」及び「③環境保全型農業直接支援」については、現行の基本的枠組みを維持